

# 『古文書紹介』

覚(無垢島領有始末)

紹介者 橋 迫 照

## 『解説』

この古文書は、津久見市の沖合、豊後水道に浮かぶ無垢島の所屬を巡り、十八世紀の始めごろ、佐伯藩・臼杵藩・熊本藩が幕府の巡見使に対し、自藩の領地であると認めてもらうため、様々な方法で申し入れをしていた様子が書いてある。

まず本文の中冒頭の、申年というのは、宝永元(一七〇四)年のことで、その五月十九日に今の津久見市四浦字鳩浦に幕府の巡見使が二人舟で到着し、鳩浦村・落野浦村・保戸島村の村役人がそれぞれ説明をした。鳩浦村からは「はいろ」までを喜左衛門が説明し、落野浦村からは「めろうが島」までを佐左衛門が申し上げ、保戸島村からは「めろうが島」境の島の間「たかごう」「向島」までを彦左衛門が申し上げた。

このことは上使の帳面にも記録されていた。

それを保戸島村の肝煎清左衛門が言うのには、先代の肝煎で父親の彦左衛門からの聞き伝えとして、上使の一人又兵衛が鳩浦村の肝煎宅で彦左衛門に話したという。

一方、臼杵の稲葉図書が言うには、「こきやう之洲」という所にお出下さいと言ったが、又兵衛は物見遊山には行かないと答えた。だが図書は、藩主が客人に御馳走する為に茶屋を建ててあるので、是非にとのことで、出掛けたら様々な接待攻めにあつた。でもこれを受けなかつた。暫くして図書はあれに見えるのは向島で、当藩の臼杵城はにう(丹生)の島と言ひ、これに付いた向島なので、この度の調査の帳簿に是非記入して頂きたいと言つた。

これに対し、又兵衛は先年までの古い帳面を公儀より預かつて宿舎に持参しているので、帳面を調べてみてそう書いてあるなら、新しい帳面にもそう書き付けると答えた。

そのあと宿舎に帰って調べたが、佐伯の内保戸島の所屬となつていたので、これは臼杵の所屬と書かないと、図書に申し渡した。と彦左衛門に話したという。

ではこの「こきやう之洲」とはどこだろうか。臼杵藩

のお茶屋は津久見の長目浦釜戸と、佐志生と諏訪の平岡の三か所にあったと記録されているが、長目浦釜戸のお茶屋は津久見湾の見張り所の気配が濃厚であり、佐志生のお茶屋は藩主の参勤交代時の風待ち、潮待ち港の休憩所としての性格を持っていた。残る諏訪の平岡茶屋は藩の乗客接待の為に建てられたとのもので、ここを言うのかもしれない。

臼杵には祇園の洲という所もあると人はいうが、当時、祇園の洲にお茶屋は無く、また、お茶屋を建てられるような場所でもなかったらしい。この諏訪の平岡茶屋跡を歩いてみると、眼前に海が開け臼杵城や津久見島・無垢島も見え、ここだったかという感じがする。ただ無垢島は四浦側から見ると違い、二つの島が重なって地の島だけが見える。

本文63Pの一行目から二行目にかけて「こきやう之洲」という字は洲だろうか、洲という字をこのように書くことがあるというが、字としては「くずし字辞典」の「洲」の字によく似ている。

また、66P五行目の中程、佐賀関に非を立て候とするところを「火」を立て……と間違って書いてあったりする



ので間違いかもしれない。だが平岡の茶屋の呼び名が分かれれば一番よいのだが。

文久三(一八六三)年の『海部郡落野浦村明細帳』によれば、村境は現在の刀自ヶ浦の赤崎から北側の清水(そ)うず筆者推定)に境を申付候とあるが、それより北西側葉色まで(鶴の首から切り落とすまで)耕作地や網代などもないので、そこまでを具申したのかもしれない。

昭和十年代の終わりごろ、村有地を刀自ヶ浦近隣の人達が払い下げて開墾し、立派な石垣を築いて芋や麦を耕

作していたが、今では跡形もなく、原野となっている。

落野浦と保戸島との間にあったとされる「めろうが島」とは、四浦半島の先端間元集落の前、大間の北側に「梶取りばえ」という岩礁(小島)があるが、これを昔は「めろうが島」と呼んでいたそうである。その語源は不明だが、間の下(佐伯湾)から大間(保戸島と四浦半島の間の海峡)を越えて四浦湾に入るとき、目の前に居座る岩ばえがこれである。

現在では船の動力は強力で操作も巧くできるが、昔は潮流に乗っていつきに越えていたのでこの思いはよく理解できるが、急に梶を切らねば舟がこの岩礁に突き当たることから「梶取りばえ」の名が生まれたのかもしれない。

現在は間元側もかなりの広さで埋め立てが進んでおり、岩礁は間元寄りとなっているように見えるが、昔はほぼ大間を出た所の真正面に位置していたと記憶している。

保戸島の彦左衛門が申し上げたという「たかごう」とは、保戸島の東端の高甲岩のことであり、「ふための小島」とは、保戸島の北側瀬の浜にある小島である。「中

の瀬」や「のう瀬」は保戸島と無垢島の間にある海中の沈み瀬である。

次に保戸島から高甲へ拾五丁瀬続きとあるから(一丁は六十間・一間は一・八二メートル)、千六百三十メートル余となり、概ね正確な距離である。高甲から中の瀬まで一里(約四キロメートル)、中の瀬からのう瀬まで拾五丁、のう瀬から無垢島まで五丁とあるので合計すると一里と三十五丁になり、約七・八キロメートルになる。ちなみに最短距離であるふための小島からは一里半ほどと書かれている。現在の里程では約六キロメートルなのでほぼ正確である。昔、海上の距離測定はどのような方法で測ったのか知る由もないが、かなり精密に距離を出しているのには感心する。

この時より五、六年前、無垢島に佐賀関より人が大挙して乗り込み、小屋掛けして泊まり込みで、ふのり(海草)を採っていたのを見つけられて小屋を引き崩された。これを佐賀関の庄屋三郎兵衛が鶴崎郡代役所へ注進。郡代では解決が難しいので熊本藩庁へ報告。藩庁では領内総絵図を調べてみたが肥後領内に向島と名の付く所はなく、他領でいさかいを起こしては宜しくないとのこと

で、早速呼び寄せよとの命令であつた。

この一件は以前中津の六兵衛という商人が、佐賀関から保戸島に商用で来たとき、肝煎清右衛門に話したという。このような小屋を建てたり、海草採りなどの悶着は度々あつたという。

正保年中(一六四四〜四七)にこの島を三藩がその領有について論じ合つたとき、白杵藩は丹生の島(白杵城)に付いた島で白杵領であるとした。佐賀関からは先年薬師寺という人が関権現(速吸日女神社)の境内において的射(奉納神事)やぶさめの一種かをし、的に矢が当たればこの島を寄進すると言つたので佐賀関の内であるとした(矢が的中したのであらう)。佐伯よりは保戸島沖のたかごうから瀬続きであるからこれは陸続きと同じで、佐伯領であると主張したという。

公儀よりこの島までの距離を尋ねたところ、白杵よりは三六寸と答え、佐賀関よりは一尺一寸と言う、佐伯よりは八寸と言つたという。これは絵図面上で自領の先端から無垢島までの距離を指したのか。それにしても、同じ縮尺の絵図がそれぞれの藩にあつたのだろうか。

また、方角についても尋ねられたので、白杵よりは右

手に当たると答え、佐賀関からも右手に当たると言い、佐伯からも右手に当たると言つた。そうなると佐伯領に間違いないと決まつたとのことであるが、その意味がはっきりしない。この正保年中の論争時に立ち会つたのは、白杵藩からは稲葉図書、肥後からは梅原九兵衛、佐伯藩からは佐久間九郎兵衛・福澄与右衛門、と保戸島肝煎清右衛門が聞き伝えていたという。

白杵藩の稲葉図書という人は藩主の縁続きかもしれない。佐伯藩では藩主の親類でもない家来に毛利姓を与えているが、白杵ではあまり無いようにある。肥後からの人は鶴崎郡代の役人か。佐伯藩の二人は、天和二(一六八二)年、五代藩主高久公就任時の家臣名簿にはともに二百石取りの中堅武士として名前が出ている。宝永元年まで二十二年が経過しているので本人か子孫かは判然としないが、相應な役職の人が出向いたことになる。各藩共にそれだけ無垢島の漁業権には魅力があつたのかも知れない。

覽

申年五月十九日 上使様鳩浦江

市老松浦様は老人高木又兵衛様

をへる井八郎兵衛様 二頭浦々

徒、きし御尋有之候 鳩浦者い

る迄喜左衛門申上候落野浦めろう

が嶋迄佐左衛門觸内申上候 保戸嶋

めろう可嶋さかい之嶋之間た可ごう

向嶋觸内彦左衛門申上候 但

上使様御帳二道之間付申候

右之趣 保戸嶋前肝煎彦左衛門

日帳二印御座候

一保戸嶋肝煎清右衛門申候者 親彦左衛門

申傳候 右又兵衛様 鳩浦肝煎喜左衛門

宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者 於日杵

宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者 於日杵

覽

申年五月十九日 上使様鳩浦江

御着船被成候 老人高木又兵衛様

老人者向井八郎兵衛様 二頭浦々

徒、きし御尋有之候 鳩浦者い

る迄喜左衛門申上候落野浦めろう

が嶋迄佐左衛門觸内申上候 保戸嶋

めろう可嶋さかい之嶋之間た可ごう

向嶋觸内彦左衛門申上候 但

上使様御帳二道之間付申候

右之趣 保戸嶋前肝煎彦左衛門

日帳二印御座候

一、保戸嶋肝煎清右衛門申候者 親彦左衛門

申傳候 右又兵衛様 鳩浦肝煎喜左衛門

宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者 於日杵

宅二而 彦左衛門二御物語被遊候者 於日杵

稲葉図書又兵衛様江申上候者  
 やう之洲と申所御座候 此所二御出  
 被成候様二申候 又兵衛様被仰候者遊  
 山二者參不申候由被仰候 重而圖書  
 申上候は 為御馳走能登守茶屋を  
 立置候間 達而御出被遊被下候様二と  
 申候付御出被成候処 様々御馳走  
 有之候得共 御受納無之由被仰候 然処二  
 暫有て圖書申上候者 向二相見へ候嶋ハ  
 向嶋と申嶋二而御座候 当城ハにうの  
 嶋と申候 にうの嶋二付候向嶋二而御座  
 候間 此節御帳二御付ケ被下候得と申  
 上候 又兵衛御答被成候ハ 先年之古帳  
 を公儀ヨリ請取致持參候 宿へ帰り  
 古帳を致吟味 先年茂にうの嶋二

付候ハバ 此節之新帳ニも相印可  
申由 御答被成御婦古帳御吟味  
被成候処 佐伯之内保戸嶋之支配  
所向嶋と有之候ニ付 此節にうの嶋ニ  
付候儀不罷成候由 函書ニ被仰聞候由  
右彦左衛門ニ御断被成候

一、保戸嶋ヨリたごうへ拾五丁瀬徒、き  
夫ヨリ中ノ瀬迄壹里程瀬統 中瀬ヨリ  
能ふせ迄拾五丁程瀬統夫ヨリ向嶋へ  
五丁程瀬統申候 婦多め之小嶋ヨリハ  
壹里半程瀬統申候

一、五六年以前二向嶋江佐賀関之者小  
屋八軒建 人数男女共百貳拾人  
罷越ふのり取居申候ニ付保戸嶋ヨリ茂  
参申候而 佐伯領へ断無之小屋建候付

不届之由申小屋七軒崩申候 残る  
 吉軒之義ハ達而佗言申候付 其分二  
 致置 保戸嶋へ罷戻り 清右衛門二右  
 之趣申聞候処ニ 清右衛門申候ハ 其分二  
 致置候筈ニ無之候 相残老軒も崩  
 候様ニ申付 船遣候処 彼方ヨリ引崩  
 罷歸 老人も居不申候  
 其後人数三百人程 向嶋へ參 小屋  
 引崩候 返答可致由申向嶋へ 致  
 逗留 保戸嶋之百姓□□を相  
 待居申候 此趣 佐賀関庄屋三郎兵衛方  
 より鶴崎御郡代へ申達候処 御郡代  
 難及了簡候間 熊本へ早飛脚を以  
 可申遣由被申 飛脚差遣被申候  
 熊本ニ而御僉議被成候ハ 総絵図御吟味



被成候得共 肥後領内ニ向嶋と申所  
 無之候 然者他領江參喧嘩口論致候ては  
 不宜候間 早々罷歸候様ニと三郎兵衛ニ  
 被仰付候ニ付 向嶋二居申候者共 早船  
 を以呼ニ遣 其上佐賀関ニ火(非)を立候付  
 早速罷歸候 右鶴崎郡代方ヨリ熊本え  
 申遣候趣 三郎兵衛方ヨリ呼返候 一件豊  
 前中津六兵衛と申商人 佐賀関ヨリ  
 保戸嶋へ參 清左衛門ニ咄候由申候  
 其外 向嶋ニ而小屋引崩候義ハ 先  
 年ヨリ度々之義ニ御座候  
 一、正保年中 向嶋を三ヶ所ヨリ論候節  
 白杵ヨリ申候ハ に向の嶋之城ニ付候  
 向嶋ニ而御座候由申上候  
 一、佐賀関ヨリ申候者 先年薬師寺と

中人園後院と赤の射中  
 ありしは向嶋を寄進と御座候  
 是れ之を佐賀関之内に  
 申候

一、佐伯ヨリ保戸嶋沖ノた可かヨリ  
 瀬続申候故 佐伯領ニ紛無御座由  
 申候

一、公儀ヨリ向嶋江之道法御尋被成候処  
 白杵ヨリ申候ハ三六寸と申候

一、佐賀関ヨリ申候ハ老尺式寸と申候

一、佐伯ヨリ申候者八寸と申候

一、公儀ヨリ御尋被成候ハ 向嶋ハ弓手二辺り  
 候哉 妻手二当候哉と御尋被成候

白杵ヨリ申候ハ妻手二当り候由申候

一、佐賀関ヨリ茂妻手二当り候由申候

一、佐伯ヨリも妻手ニ当リ候由申候 然者  
 佐伯領ニ紛無之由被仰佐伯領ニ相  
 極り申候

一、白杵ヨリ被參候ハ稻葉図書

一、肥後ヨリ被參候ハ梅原九兵衛

一、佐伯ヨリハ佐久間九郎兵衛 福澄与右衛門

右之趣 承傳候由 保戸嶋肝煎清右衛門

寶永三丙戌年

四月十九日

次号の原稿メ切りは  
 八月末日です。  
 原稿をお寄せ下さい。

送り先 〒八七六一〇八四三

佐伯市中の島二丁目二二―二九

林 寅 喜宛

『ふるさとを語る』第一集『杖』

まだ残冊があります。

価格 八百円

申し込み TEL二二一六三五八 林

または 四六一〇三六四 五十川